

令和4年5月16日

第5回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 5 号

令和4年 第5回 定例会

日時：令和4年5月16日（月）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教 育 推 進 部 副 参 事	宮 原 直 務
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	木 口 正 和
	真 砂 中 央 図 書 館 長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	白 井 彦 喜

令和4年

第5回教育委員会定例会

令和4年5月16日（月）午後2時

場 所 区議会第二委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第3号（令和4年第3回定例会）

議事録第4号（令和4年第4回定例会）

第2 議案の審議

第25号議案 「2022年日本国憲法制定75周年・日中国交回復50年 第4回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について

第26号議案 文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則

第27号議案 文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

第28号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第3 報告事項

(1) アカデミー茗台における臨時育成室の開設について (資料第1号)

(2) 「令和3年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について (資料第2号)

(3) 学校給食食材費の補助について (資料第3号)

第4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 定刻になりましたので、第5回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、清水委員と田嶋委員が欠席、そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第3号(令和4年第3回定例会)

議事録第4号(令和4年第4回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第3号及び第4号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、修正が必要な場合にはこの会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りしたいと思います。

第26号議案及び第27号議案は関連性の高い内容となっておりますので、これらにつきましては、提案説明と質疑を一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

第2 議案の審議

第25号議案 「2022年日本国憲法制定75周年・日中国交回復50年 第4回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件です。

初めに、第25号議案「2022年日本国憲法制定75周年・日中国交回復50年 第4回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第25号議案、「2022年日本国憲法制定75周年・日中国交回復50年 第4回平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご

説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、平和を願う文京戦争展実行委員会。

代表者は、小竹紘子でございます。

事業名は、「2022 年日本国憲法制定 75 周年・日中国交回復 50 年 第 4 回平和を願う文京戦争展」です。

開催期間は、令和 4 年 8 月 7 日から 9 日までの 3 日間。

実施場所は、文京シビックセンターアートサロンでございます。

本事業は、多くの人に「戦争とは」を考えてもらうこと、話し合ってもらうことを目的に実施するものでございます。

対象は、区内小・中学校の児童・生徒・教師・保護者・高校生・大学生・区民ほかです。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、事業実績、会則、予算書、名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 過去におきまして、この件については審議をしてきたかと思いますが、これまでと何か違う点みたいなことがありましたら、ご説明をお願いいたします。

○教育総務課長 今回の資料の 3 ページ目をご覧ください。「平和を願う戦争展」実施要綱・事業計画書」です。その「事業の目的」の下の段の「今年は憲法制定 75 年、日中国交回復 50 年を迎えます。」のところで、「中国の人は“万人坑”と呼んでいます。」ですが、この「万人坑」ということについて、新たに資料をもとにこの展示を行っていきたいということで、昨年までとはその部分がちょっと違うと伺っております。

○加藤教育長 そうしますと、これまで何回かこちらのほうで検討してきて、不承認になった部分については変更なし、この部分がプラスされているということでよろしいですか。

○教育総務課長 そちらについても、申請者の方に、昨年まで、村瀬さんの写真展についても、教育委員会としても疑義があるので承認できないから、そこについて何か変わったことがないのかという話をさせていただきましたが、申請者の方からは、先週の金曜日の段階で、こちらの申請の団体のほうで話をしていたけれども、そこについては結論が出ていないということでこの話を伺って

います。

○加藤教育長 今、こちらの写真展については疑義という話がありましたけれども、写真展自体をやることについては、平和を考えることで特に問題はない、こちらが言う話でもない。ただ、教育委員会の後援名義として、お墨つきではないですけれども、それを出すに当たっては、これまでの検討の中で難しい点があるのではないかという話があったということですね。そこはまだまとまってないということです。

○教育総務課長 それに伴って、この委員会の中でも、昨年度どんな写真を展示するのかがわからないので、わかるものを出してほしいというということで、昨年申請のときも、5月にこちらの後援名義の議論をしていただいて、6月に再度議論するという形をとりました。今回も、写真展はどんなものが出るのか、そういった議論になっていくだろうから、出していただきたいというお話をさせていただいたんですが、そちらについてもまだ決め切れていないということを伺ってございます。

○加藤教育長 繰り返しになりますが、写真展自体、どういった写真が掲示されるかというところも、開催団体のほうで決めることですし、シビックの中でやるということについて、教育委員会で問題があるとは考えていませんが、ただ、その中で、これまでもあったように、日本全体の見解とちょっと違うような趣旨のことがあったので、そこについては教育委員会でお認めするのは難しいという話だったと思います。

○坪井委員 今まで問題になっていた南京大虐殺という言葉そのもの、虐殺があったかなかったかということで見解が分かれているということは議論してきたと私は思っています。

それから、写真につけられるキャプションが、白塗りで訂正されていたということがあって、それは著作権の問題からしてもおかしいんじゃないかということが議論になっていたのだと思っています。

ここで今回、事業計画書を拝見する限り、南京大虐殺という部分についての文言は見られないように思うんですが、違いますでしょうか。今回の目的として、その有無を問うているのではないのでしょうか。強制連行・強制労働、万人坑写真と、東京大空襲となっていて、南京大虐殺の存否が前面に出ていたのがなくなっているんじゃないですかね。その辺はどうでしょうか。

○教育総務課長 基本的に、昨年と何が変わったのかということをおのほうから申請者の方に確認はさせていただいています。昨年度も南京大虐殺という文言、キャプションが入った写真があるかどうかということも当然議論というか、そういう話にもなっていたんですが、そこについても、

今年度あるのかないのかというのがまだちょっと見えないというところで、結局どの写真を掲示するかを決めかねているということを伺っている状況です。

○加藤教育長 これまでは、こちらの6ページにある「南京事件」、外務省のホームページに示された日本国の見解として、南京事件の虐殺の有無については、日本国のほうでもはっきりはしていないという前提で、南京大虐殺というキャプションがあったので、そのところをお認めするというのはなかなか難しいんじゃないかという話の中で、「大」の部分を紙で覆い隠すという話があり、そうすると、かえって何かあるんじゃないかということが疑われるので、そういったことではなかなかお認めできないということでした。

その中で、事務方が確認したところ、どういうものが出るかというのは、この時点ではわからないということですので、これまでの検討の範囲を越えている状況ではないと思います。

また、その部分については、そういった検討があったということを傍聴されていたり、会議録も見ていますので、それを踏まえた上で今回申請するのであれば出してくださいという話が事務局からあったと思いますが、そこについてはそのままという返事ということではよろしいですか。そうすると、前提が変わってないということでの検討になります。プラスアルファの部分が今回はあります、そこは変わったところですよ。

○教育総務課長 昨年、この委員会の中で議論になったところ、昨年に限らず今まで3回議論になったところについても、その議論を踏まえてどのように変わったのかという確認をこちらとしてもさせていただいたんですが、そこについては結論が出ていないという状況になっています。

○坪井委員 それはどういうことですか。出ていないというのは、これから出すということなんですか。

○教育総務課長 基本的に、写真の中身、キャプションとかがかなり問題の部分があったと認識しておりますので、そのキャプションの見せ方をどうするのかということをごちらとしては投げかけているんですけども、坪井委員が言われるように、昨年か一昨年か、隠すという方法を一度、団体は選ばれましたが、隠すというのはそもそも著作権の問題とかがあるので、許されない。その見せ方をどうするのか、教育委員会として納得できる結論ができるのかということをおある程度考えていただきたいという話をさせていただいたんですが、そこについてはまだ結論は出てないで、今後、結論が出るかどうか、私のほうとしてもまだわからない状況になっています。

○坪井委員 ということは、去年と同じ前提でこれを審議しなきゃいけないということになるんですか。

○加藤教育長 これまで問題になってきた部分については、その前提は変わらない。変わらないというか、正確に言えば、そこが変わるかどうかわからないということになっています。ただ、プラスアルファの部分の表示はあるという状況です。

考え方としては、これまで審議していますので、それと明らかに違うものが出てきて、改めて判断するということだったらわかりますけれども、これまでの審議で疑義があったところがはっきりしない中で、じゃ、違う判断をするというのは難しい現状かなと思います。

そこは時間をくださいということなんですか。

○教育総務課長 今、申請者の方と話をしている段階では、時間をくださいということではない状況です。先ほどもお話ししたように、先週の金曜日ぐらいにそういう話し合いがあったんですが、そこについて結論は出てなくて、先週の金曜日のこの団体との話し合いの中で、ある種の結論が出て、きょう私の手元にその結論内容が届いて、場合によっては席上配付ということも考えたんですが、そういったものは出せないということでしたので、この申請書どおり今回提案しているという形になります。

○加藤教育長 経過はそういうことになりますが、教育委員会の審議としては、今出てきたものの中で審議するしかないの、これまで疑義があった部分については変わってないというか、そこについてはクリアされてないという形で出てきています。

○坪井委員 申請者の意図がよくわからなくて、教育委員会との間の信頼関係、きちんと私たちが信頼して出せるものにしていただくのであれば、審議ができるんだけど、去年と同じ議論をここでもう一回するというだけのことなのかというのがちょっと腑に落ちないのですが、そういうことなんですね。

○教育総務課長 昨年、坪井委員からも、昨年と内容が変わらない、何でこの教育委員会に出てきているんだ、変わらないんだったらいいんじゃないかという話もありました。それも当然あるんですが、基本的に教育委員会のほうでは、新たに申請があったものについては、事務局のほうで却下するという事は、要綱上できないことになっています。承認は教育長の決定でできます。でも、それは、あくまでも前の年までに教育委員会のほうで承認されたものを、2回目、3回目だからということで教育長決定をしているという状況になっています。ですので、我々のほうとしては却下するわけにはいかない。昨年も教育委員会で不承認だったにもかかわらず、全く同じものが申請されてきたものについては受け取れませんという形はできるかもしれないんですが、今回、事業計画書の中で、先ほど私が万人坑の話をしましたが、そこについて新たに加わっているものですから、

昨年と全く同じものという判断はできない。昨年とほとんど同じものだと思うんですが、一部変更が加わっているので、こちらのほうで議論していただくという形で出させていただきます。

○加藤教育長 今、世界の中の一部地域で紛争がありますけれども、平和ということは非常に重いものだし、それを、この戦争展で区民初め子どもたちに知らせるといのは有意義だし、大事ななと思っております。ただ、教育委員会の後援名義の趣旨としては、その事業に賛同するという形になりますので、平和ということについては賛同できますけれども、その中身の部分で、日本の中で見解が出ている部分と違うような主張を出されている場合に、それを教育委員会としてお墨つきというのはなかなか難しいのかなということで、これまで何回かにわたり議論してきました。

申請団体のほうでも、今、結論が出ないという形になっておりますので、それを踏まえると、ここで改めてお認めするのはなかなか難しいのかなと思っております。

戦争展自体は実際、後援名義がなくてもやられますし、多くの方が見るということについては、これまでの委員会の中でも、それはよろしいことじゃないかというお話をいただいておりますので、そういう前提で考えていただいた場合、今回のこれについては、これまでどおりお認めしないということでもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○坪井委員 教育長おっしゃったとおり、今、虐殺と言われるようなことが起きているわけですね。過去の戦争でもそういうことが起き、こういうことがあってはならないということ子どもたちにも確認してほしいという本当に強い思いがあります。

私はこれ自体、もし南京大虐殺の存否をここで教育委員会が認めるか認めないかみたいなのが論点になっていないものであれば、ちゅうちょなく多分できたと思う。存否を国がはっきり言わない。いろんな反響がある。文京区が、南京大虐殺があったと認めたよみたいに使われることに対しての危惧だと思っております。おっしゃったのは、その思いですよね。

○加藤教育長 これまではそういったことで検討してきたんです。

○坪井委員 ここで文京区がお墨つきをつけることによって、文京区は南京大虐殺があったと認めましたと喧伝されることになってしまうということについては、大変危惧があるという意味だと思います。

なので、そういう意味で何も変わっていないと言うのであるとするなら、中身を見る限りはこのことがなくなっているんですけれども、中身は変わってないんだとすると、逆にそれはまた文京区教育委員会が利用されるみたいな形になってしまうかもしれない。その信頼できないみたいなところがあるということがすごく残念なんです。その意味で心配があるということについては、同意見

です。

○小川委員 ここ数年間にわたっていろいろな議論をしてきたわけですが、その部分に関してまだはっきりしていないという現状においてお認めすることは、現実としては、これまでの数年の議論もあるし、それでいて、わからないものを認めることは、それは会議体としてはできないことではないかなと。もし、本当に新しくこういうところが変わります、こういうものを出示するというこれまでの疑義に対する具体的な変更点みたいなものを明示していただけて初めて議論の俎上にのるべきことかなと考えますので、いいとか悪いとか言う前に、今判断することが難しいんじゃないかなと思います。

○加藤教育長 それでは、お諮り申し上げます。この件につきましては、お認めできないということでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。

事務局のほうには、この結果だけをお伝えするのではなくて、ここであった議論と、特に論点になっているところをお話しして、それで、もしそこが違う形で出てくるのであればまた考えますということでお伝えください。

第 26 号議案 文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則

第 27 号議案 文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 26 号議案「文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則」及び第 27 号議案「文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 26 号議案、文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則及び第 27 号議案、文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、第 26 号議案、文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則について、ご説明を申し上げます。

本案は、学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、同システムを利用した文京区立学校の施設及び付帯設備の使用に関する基本事項を定めるものでございます。

主な内容につきまして、初めに、議案集 15 ページの比較表をご覧ください。既に区長部局の区民施設等で導入しているインターネット施設予約システムに学校施設も参入するため、区長部局のインターネット施設予約システムの規則をもとに、教育委員会の規則を新設するものでございます。そのため、区長部局の規則と比較する形で表記しております。

第 3 条において、利用登録について規定しております。同条第 2 項において、システムに登録できる者は区内に在住、在勤、在学及び教育委員会が特に認めた者のいずれかに該当する者と定めま

す。次に、議案集 16 ページから 18 ページまでをご覧ください。第 4 条においてシステムへの登録方法等、第 5 条において登録の変更等、第 5 条の 2 において登録の更新、第 6 条において登録の失効について、それぞれ記載のとおりの方法で行うことを規定しているものでございます。

なお、第 4 条第 4 項において、利用登録の期限は、利用登録書を交付した日から起算して 2 年間としております。

次に、議案集 19 ページ及び 20 ページをご覧ください。第 10 条において、使用料の納付等について規定しております。現在、納付書で使用料をお支払いいただいておりますが、同条第 2 項で、口座振替による納付に変更する旨を定めます。また、同条第 1 項で、口座振替は、施設を使用した日の属する月の翌月の末日に行う旨を定めます。

続きまして、第 27 号議案、文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

本案は、学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、申請の受付方法や使用時間等に係る規定を改めるものでございます。

主な内容につきまして、初めに、議案集 17 ページから 19 ページまでの新旧対照表をご覧ください。第 3 条において、申請の受付について定めており、同条第 1 項第 1 号では、抽選申し込みをする場合について規定しております。また、同条同項第 2 号では、抽選後の空き施設の申し込みについて規定しております。

次に、議案集 20 ページをご覧ください。第 5 条において使用の変更、第 6 条において使用の取り消しについて、新たに規定したものでございます。

次に、議案集 22 ページをご覧ください。第 8 条において、使用料の還付について規定を改めております。使用日の 3 日前までの取り消しは使用料の 5 割相当額、それ以後の取り消しとなった場合は全額の使用料がかかるものとします。

次に、議案集 23 ページをご覧ください。第 12 条において、インターネット施設予約システムによる手続の特例を定めており、インターネット施設予約システムの使用の申請、承認等については、本規則で定めるほか、先ほどご説明申し上げました文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則に定めるところによるものとします。

最後に、議案集 24 ページ及び 25 ページの別記をご覧ください。小学校につきまして、使用単位を従来の昼間、夜間の 2 区分から、午前Ⅰ、Ⅱ、午後Ⅰ、Ⅱ、夜間Ⅰ、Ⅱの 6 区分、中学校につきましては、使用単位を従来の昼間、夜間の 2 区分から、午前、午後、夜間の 3 区分に改め、それぞれ記載のとおり、時間を設定するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、26 号議案と 27 議案について、一括で質疑を行いたいと思います。この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 このシステム自体はインターネットを利用して予約ができるようにするということだと思いますが、今、実情として学校施設はどのくらい利用されているのか。今までは全部窓口申請だったのでしょうか。それがどのくらい簡易というか楽になるのかというあたり、ちょっと教えてください。

○学務課長 今までは、使用する方が各学校に問い合わせをして、その時間があいていることを確認して申請書に書いてというのを、小学校 20 校、中学校 10 校、各学校で対応していて、ほぼ毎日のように使っているという状況でございます。それが、このインターネットシステムが入ることによりまして、学校のその部分に関して副校長先生が今まで担っていた業務がこちらに集約されるということで、そちらの業務軽減ということで、今回導入させていただくことになりました。

○坪井委員 区民の方の利用者側からしても、それは簡便になるというか、そういうことなんですか。一々問い合わせなくても見ればわかるみたいになっていくのでしょうか。

○学務課長 既に区長部局のほうで導入されておりますインターネット施設予約システムのほうだと、空きの状況であるとか、そちらも全てわかりますし、事前に申し込みをしていただき、抽選になったときもインターネット予約システムの画面で全て見られるようになります。そういった意味では、利用者のほうも、利便性が出てくるものと考えております。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

それでは、個別に採択をしたいと思います。

第 26 号議案について、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、第 27 号議案について、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 28 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○加藤教育長 続きまして、第 28 号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 28 号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、東京都における教員特殊業務手当の見直しに伴い、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の上限額の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第 28 号議案 3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 17 条第 3 項の教員特殊業務手当の額の上限について、6400 円を 1 万 6000 円に改めるものでございます。

本条例の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日から遡及適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 この 1 万 6000 円という金額はどこから出ているのかということと、学校のほうの場合はどういうふうな規定になっているのか、ちょっと教えてください、

○教育指導課長 先ほど部長からご説明いただいたように、今回の改正は東京都が改正したことに伴って横引きして実施するものでありまして、東京都も同様の改定を行っている状況でございます。

この金額の根拠でございますが、国が定めている基準が 1 万 6000 円。東京都の調査によりますと、44 道府県でこの 1 万 6000 円を採用しているということを聞いているところでございます。

○坪井委員 学校の教員も同じような形になっているのかという点。

○加藤教育長 同じということですよ。

○小川委員 今回の特殊業務というものが具体的にどういったことを指しているのかというのを教えてください。

○教育指導課長 今回の幼稚園のものについては、後ほどこの条例が定まった段階で規則改正も行

い、そちらで詳細に記載されるわけですが、東京都を横引いているので、東京都のものを言います。例えば、被害が甚大な災害発生時における児童及び生徒を含む避難住民の救援業務に従事したときということが特殊業務として扱われるということでございます。

○加藤教育長 17条の2項のところに、「教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時の緊急業務に従事した場合」の心身の負担ということで、今、説明がありましたが、この条例としてはこういった形で定義しています。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

ただいま審議いたしました28号議案につきましては、区議会の6月定例議会に議案として提出されるため、後ほど区長のほうから意見照会がございます。この意見照会の処理につきましては、教育長が、照会内容を精査し、その内容が本日の審議内容と同様である場合には、本委員会の事案決定規則第6条第1項の規定に基づき、教育委員会として異議がない旨の回答を行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。ありがとうございます。

第3 報告事項

(1) アカデミー茗台内における臨時育成室の開設について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件です。

まず初めに、「アカデミー茗台内における臨時育成室の開設について」。この件について説明をお願いします。

○児童青少年課長 それでは、アカデミー茗台内における臨時育成室の開設について、児童青少年課からご報告させていただきます。

就学児童の増加に伴い、育成室利用のニーズが増加をしている状況でございますが、例年行っております翌年の入室申し込み数の推計では、令和4年度の4月入室の人数について、既存の育成室の定員増を図ることで対応できるものと考えておりました。しかし、久堅地域、主に窪町小学校の

エリアですが、こちらにおいて、令和4年4月の入室申請がこの予想を大幅に超えて出されるという結果になりました。このことから新たな育成室の開設が必要となったものでございます。

ただし、本地域では、令和5年、来年の4月開設を目指して、(仮称)中央大学茗荷谷キャンパス内において育成室を整備しており、この育成室が開設されると、待機児童については一定解消される見込みとなっている状態でございます。これらのことから、本地域内のアカデミー茗台内の会議室を転用して、令和5年、来年の3月までを期限として臨時的育成室を開設させていただくものになります。

施設概要としては、名称は茗台臨時育成室。所在地はアカデミー茗台内学習室B。所在地は茗台中学校と同じ建物となります。定員は20名程度。開所日、開所時間については、通常の育成室と同様となります。

これまでと今後のスケジュールですが、本年2月から3月にかけてアカデミー茗台の利用者の方々、久堅育成室及び臨時育成室を利用される予定の皆様へのご説明をさせていただきました。

4月、5月に関しましては、アカデミー茗台の会議室が既に使用されておりましたので、久堅児童館内にある久堅育成室で定員増で対応させていただいております。

6月にアカデミー茗台内で臨時育成室を開設させていただき、同月の子ども・子育て支援調査特別委員会のほうで議会への報告もさせていただく予定となっております。

先ほどお話ししましたとおり、令和5年3月に臨時育成室を閉室いたしまして、4月からは中央大学茗荷谷キャンパス内の育成室へ移行することを考えております。

私からの説明は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(2)「令和3年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について

○加藤教育長 続きまして、「「令和3年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について」。説明をお願いします。

○教育センター所長 それでは、「令和3年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について、ご報告申し上げます。

調査目的といたしましては、例年、児童・生徒の体力の現状を把握するとともに、その結果を学校や児童・生徒に還元することとしております。今回ご報告する内容については、昨年、令和3年

6月に区内の小・中学校全校で行ったものでございます。

まず、4の「結果」の共通するところにつきましては、今回につきましても、東京都及び文京区については、全国と比較した場合には、体力・運動能力が低いところが見受けられたんですが、ただ、50メートル走に関しては、小学校、中学校とも、一部の学年で全国を上回ったり、同等の傾向にあることが見受けられたものでございます。

小学校と中学校の具体的な結果につきましては、3ページ目以降でそれぞれご説明をいたします。

まず、小学校のほうでございますが、3ページは東京都と国の比較の資料でございます。東京都との比較についてご説明いたしますと、東京都を上回るあるいは同等の傾向がある項目については、小学校の男子が50メートル走とソフトボール投げです。女子につきましては、長座体前屈、50メートル走、立ち幅とび、ソフトボール投げがそういった傾向にございます。

一方、東京都を下回っている、または低い傾向にある項目といたしましては、まず男子のほうで、上体起こし、長座体前屈、20メートルシャトルラン。女子のほうで、握力、上体起こし、20メートルシャトルランとなっております。

続きまして、次のページをご覧ください。今度は経年比較で、前回調査をいたしました令和元年度との比較でございます。昨年度はコロナウイルス感染症の関係で調査を行っていませんでしたので、元年度との比較となります。

経年比較で改善の傾向に見とれる項目が、男子の長座体前屈、50メートル走。女子のほうにつきましても、長座体前屈、50メートル走、ソフトボール投げでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。中学校の状況についてご説明いたします。こちらについては、また東京都の比較でございます。

まず、3学年とも東京都を上回っている項目がございましたので、それをご説明いたします。男子の握力、女子の反復横とび、20メートルシャトルラン。以上が東京都を上回っております。

3学年とも、東京都を上回るか同等となっている項目が、女子の握力、50メートル、あと、体力合計点でございます。

あわせて、第3学年の男子につきましては、50メートル走だけ東京都と一緒にイコールのマークがついています。残りの項目は全て○となっておりまして、東京都を上回っているという状況がございました。

一方、中学のほうでも、東京都の平均を下回っている、または低い傾向にある項目もございまして、まず、男子の上体起こし、持久走、ハンドボールでございます。また、女子の上体起こしと、

長座体前屈でございます。

第1学年の男子につきましては、握力以外の全ての項目が東京都を下回っている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、次の中学校の経年比較、こちらも令和元年度との比較でございます。男子につきましては、長座体前屈と立ち幅とび、この2つが全ての学年で改善の傾向が見受けられました。しかしながら、女子につきましては、こういった項目が見受けられず、全体的には低い傾向でございます。

資料をお戻りいただきまして、2ページ目の5「今後の取組」をご覧ください。この結果を踏まえまして、コロナウイルスの感染症の防止対策を行いながらも、まずは各学校において体力向上に向けた取り組みを引き続き行いまして、教育センターといたしましても、そういった取り組みを支援していきたいと考えております。

ご報告は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 文京区の子どもたちは、全国的な平均から下回ってしまうことが多くて、これまでもいろいろな取り組みを行ってきているかと思えます。こういった取り組みで、具体的にこういうところを重点的にやったから少し数値がよくなりましたみたいな報告がもしあれば教えてください。

○教育センター所長 いろいろな取り組みをやってきました。ただ、個々の取り組みと調査結果に直接的な因果関係というところ、なかなか難しいところが正直ございますが、今回一つ感じましたことは、コロナウイルス感染症の中、いろいろ運動する時間が限られた中で、各学校の現場でもいろいろ工夫をして運動する時間をつくったり、教育センターといたしましても、事業の規模を縮小とかございましたが、引き続き事業を続けることによって、もちろん低い項目もありますけれども、向上した項目も出てきているのではないかと考えております。

○加藤教育長 教育指導課長、学校現場で、コロナ禍でもこんな工夫をしているというのがもしあればご紹介していただけますか。

○教育指導課長 コロナ禍ということ言えば、従前のところでは体育そのものができにくい環境だったわけですがけれども、体を動かすということでオンラインを使って、そういった機会を保障したり、学校はそれぞれ工夫をしていたかと思えます。

ただ、一定程度、感染が今のように落ちついてきている状況の中では、積極的にそういった運動する機会を保障するというのもやっていますし、感染がまた広がってくると、そこを抑えてとい

うことで、学校は柔軟に教育課程を随時見直し、適切に運動する機会を保障するように心がけて取り組んでいるところでございます。

○坪井委員 東京都の平均であるからには、東京都の中で平均以上の地域というのがどこかにあるわけですね。例えば学力だといつも文京区は東京都より全部上なんですよね。体力になるとこうなるんだから、どこかの地域ではいいところがあるんじゃないか。どういう地域が子どもたちの体力の分野が平均以上になっているのでしょうか。

○教育センター所長 23区の中でも少し差があります。具体的なところを申し上げますと、例えば、体力合計点、小学校6年生の男子の場合、墨田区がトップで、中野、中央区がベスト3に入っていたり、同じく体力合計点の小学校5年生は、中央区が1位、墨田区が2位、目黒区が3位となっております。

ただ、全ての項目で上位という区が、小学校の男子で言えば、全項目上位というわけにもなかなかいかないところもございしますが、各項目の合計である体力合計点で言えば、中央区、墨田区、中野区。千代田区も小学校1年生では体力合計点が1位という状況になっております。

○坪井委員 私は、東京都だから多摩市のほうとか自然豊かなところが上位になるのかなと思ったから、千代田区とか中央区とか、そういうところも1位になるんですね。文京区とどういう違いがあるんでしょうね。

○加藤教育長 順番を言っているけれども、例えば市部みたいに差があるということではなくて、順番をつけるとうこうなるということなんですか。それとも、墨田、中央、中野が突出していいということなんですか。それとも、たまたま順番をつければそういう感じということですか。

○教育センター所長 順番をつければそういったことにはなるんですけども、今申し上げた区が突出して高いわけではない。そういった意味では、例えば、小6の体力合計点で言えば、トップの墨田区も61点で、都平均が59点、最下位の区も58.4点なので、大きな差は出ていないと思います。

○加藤教育長 市部の状況とかはわかりますか。すぐじゃないにしても、市部のほうが運動できる環境があったり、そういったところを坪井委員のほうでは多分……。

○教育指導課長 今、他区の順位をいろいろと言っていますけれども、一概にはなかなか言えませんが、先ほど言ったように、教育活動の中で、例えば、校庭が広くて、2クラス同時にやれるとか、1クラスだけでやれるとか、そういった状況の中で運動する機会が当然違ってくると思います。そういった部分は一つ要素として挙げることはできるんじゃないかなと思います。ただ、市部も含め

て校庭の広いところは体力が上がるかという、必ずしもそれはそれだけの問題でもない。いろいろな要素が組み合わさってのことなので、一概にこれだけの要素を整えば体力が上がるというものではないのかなと思います。

○加藤教育長 環境的なところは、市部は広いかもしれませんが、家でゲームをやっているというわけでもないですし、さまざまな要素があると思います。文京区の子どもたちの体力を少しでも上げるように、これから、これまでの取り組みの中で効果があったこと、あるいはなかったことを考えながらやっていく必要があるのかなと。

繰り返しになりますけれども、先ほど紹介がありましたように、それは比較的という話でそんなに差があるわけではないので、要は、文京区の子どもたちの体力をつけるためにどうしたらいいかということのをこれからも考えて進めていきたいと思います。

○坪井委員 もちろん順番がどうというんじゃないんですけど、ほかの区で何か取り組んでいて、それがすごくいい状況になるようなものがあるのであれば、文京区もまねしてみたらいいんじゃないかというような意味で、何で墨田区がいつもそういうふうになるのか、教えていただけたらなと思って、狭いなら狭いなりに工夫があるのかもしれないし、学校だけの工夫じゃなくて、地域全体とか文京区全体で考えなきゃいけないことがあるかもしれませんので、教えていただけたらと思いますので、お願いいたします。

○加藤教育長 参考になるものがあれば、教育センターのほうでもリサーチをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(3) 学校給食食材費の補助について

○加藤教育長 続きまして、「学校給食食材費の補助について」。学務課のほうからお願いします。

○学務課長 資料第3号の学校給食食材費の補助について、ご報告申し上げます。

1 「概要」でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、現在、学校給食の食材費が高騰している状況でございます。安心安全かつ栄養価の確保された給食を維持するために、学校給食の値上げはせず、学校給食食材費の補助を行うものとしたします。

2 「対象」でございますが、区立小・中学校30校でございます。

3 「補助対象経費」でございますが、昨年度に比べて高騰している食材費の差額分を補助するという形で考えております。

4 「補助額」でございます。これまで文京区では「和食の日」の給食の際に1食100円の補助を

していたり、新米の現物支給などを行ってまいりましたけれども、今回の差額分の補助といたしましては、1人1食当たり10円でございます。人数は5月現在の児童・生徒数でございます。

5「実施時期」でございます。令和4年6月分から令和5年3月分までということでございます。

6「周知」でございます。各校を通じまして、保護者のほうに通知をさせていただきます。

7「スケジュール」でございます。記載のとおりでございます。

ご報告は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 私も、食材費1食10円で足りるのかなと思っていましたが、1食10円ずつ上げると今までどおりの給食になるだろうという計算をされているということですか。

○学務課長 4月分の実績を確認して、1年分の量を使ったと仮定して、1人当たりの給食費に割り返したときに、今10円ぐらい上がっているという状況でございますので、そちらを今回補助させていただきます。また、この先の状況がどうなるかわかりませんし、そのときはまた別の対応も考えていきますので、まずはこの10円で今までどおりの栄養価のとれる給食を確実に提供していくということでございます。

○加藤教育長 よろしいですか。

それでは、報告事項については以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、第5回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14:56)

令和4年5月16日

議事録署名人

教育長

委員